

四、原主の暴行に対する懲戒

三、月二回公務、婦員の譲渡金等支給する（原生貢金）

二、賃金は實地自給する（月収1回二十幾支給するも）

一、親間の割手當支給する（も）

（前項の親間の賦課（資本の十四割を十割減らす）と原生貢金の賦課事務相を除く）。

ある。而して翌六日市内福岡市議會議員合議會に開催され、福岡市議會の会長以下市議の要求書を原主に提出された。ア、福岡市議會員正合村謙吉議員は、福岡市議會議員合議會に提出された原主の答申書を提出する旨を傳達する。

（第一回要求書提出）

原主の答申書

原主の答申書

## 2 事業主の態度

原主草野孫英は突如罷業を敢行したる従業員の態度に憤慨して即日解雇を申渡すと共に之れを補充をなし且つ爭議團の要求は之を受理するの理由なしとして一蹴したるも無産團体の介在に依り争議團の遷延するは營業上面白からずとして七日に至り相當の解雇手當支給の上解雇する旨を傳へたのである。

### 3 第二回要求書提出

解雇の申渡を受けたる争議團員は在福無産團體協議會（福岡消費組合、全農松園支部、全水九聯本部）と種々協議の結果次の要求書を作成して八日午後三時原主側代理者と會見折衝したるが争議團側の復職要求を拒絶し原主側の態度強硬の爲争議基金袋の配布等をなし持久戦に入つたのである。